

「共に生き、共に生かし合う社会」の実現に向けて！

実現するまで毎年署名

日本に暮らす外国人は 280 万人以上、
外国にルーツを持つ日本国籍の人びとは推計で
160 万人、日本は今や「移民社会」。
それにふさわしい法制度が必要です。

ぜひ、《外国人住民基本法》案と
《人種差別撤廃基本法》案をお読みください。
その全文は、下記のホームページで見ることができます。
<http://gaikikyo.jp>

1. 命の重さに差はない

すべて、この世に生まれてきた人間は、等しく生命の尊厳を与えられています。この厳粛で当然の真理を、私たちは何よりも大切に考えます。

2. 世界の基準を日本にも

その生命の重さは、どこにいても変わることがないのですから、日本の外国人政策もまた、国際的な人権法に則って、等しく平等に形づくられるべきです。《外国人住民基本法》案も、《人種差別撤廃基本法》案も、「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「子どもの権利条約」「難民条約」など、日本が加入している国際条約に基づいて作成しました。

3. 「資格」ではなく、「権利」を

日本に暮らすことは、外国人にとって《資格》を与えられることではなく、積極的な《権利》だと理解されるべきです。基本的な人権に関わる自由権、社会における等しい幸福にあずかる社会権、そして一方的に国外退去を命じられることのない居住権。こうした《権利》を持ってこそ、地域社会を共に形成していく一員、パートナーとなるのです。

4. 地域住民として

日本人も外国人も、地域住民として平等です。「日本人と外国人とを、そもそも同等に考えることはできない」と言う人もいます。ほんとうにそうでしょうか。同じ地域に暮らす《地域住民》という視点で考えれば、むしろ同等に生活し、同等に支え合うことのほうがふつうに思えます。外国人も《地域住民》。共に地域社会を構成し、役割を担い、同等の福祉やサービスにあずかる権利を持つのです。外国人が《住民》として地域社会に積極的に参加することができれば、その社会はもっともって活性化します。



5. 「同化」じゃない！

「平等」や「同等」とは、すべての人びとが「日本化」「日本人化」することではありません。外国人住民のそれぞれの文化や生活習慣、そして信仰が尊重されるべきです。地域の中で、豊かな文化交流、そして新しい文化の創造が起こっていく。さまざまな文化が交差して、新しい文化を育むための仕組みづくりが大切です。

6. 人種差別を許さない

2017年に法務省が発表した『外国人住民調査報告書』によると、この5年間で入居探しをした外国人のうち、「外国人であることを理由に入居を断られた」外国人は39.3%、「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた」外国人は41.2%、「＜外国人お断り＞と書かれた物件を見たので、あきらめた」外国人は26.8%にもなっています。ヘイトスピーチ、ヘイトクライム、人種差別は、遠いアメリカやヨーロッパの国々だけではなく、この日本の「悲しい現実」なのです。国や地方自治体は、あらゆる人種差別を禁止し、外国人の権利の侵害が起こらないために、諸外国が設けているように、まず「人種差別撤廃法」「人種差別撤廃条例」を作らなければならないのです。

7. つまり

人びとが国境を越えて行き来し、一つの地域で一緒に働いたり、暮らしたり、学んだりする。いま、世界中であまりまえになっているこんな風景を、日本だけが拒み続けることはできません。さまざまな民族、さまざまな文化が出会い、認め合いながら、新しい世界、新しい社会を創り上げていくことは、素晴らしいことです。

「外国人住民基本法」と「人種差別撤廃基本法」の制定を求める国会請願書：2021

世界のすべての人びとに開かれた社会を

2020 年に入って、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大によって、世界の人びとの暮らしが一変しました。コロナ感染拡大は、これまで社会的に周縁化され、経済的にも医療アクセスにおいても脆弱な位置に置かれているマイノリティ（少数者）を直撃しています。コロナパンデミック・失業・人種差別、この三つの危機が根深く結びついている事態が、日本でも進行しています。

いま日本で暮らす外国人は、「コロナ前」（2019 年末）から5万人減って 289 万人となりましたが、それでもこの 10 年間で 84 万人も増えています（2020 年 6 月現在）。その他に、難民申請が認められないなど、さまざまな理由で「超過滞在」となった人びとが約 8 万人、2020 年 3 月に大学や日本語学校を卒業したものの、空港封鎖で帰国できなかった元・留学生や元・技能実習生などが 1 万人以上。コロナ感染拡大は、彼ら彼女らの命と生活を奪っています。

日本は、すでに難民条約や国際人権規約（社会権規約・自由権規約）、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約に加入しています。しかし、これらの国際人権法が、国内法に十分に反映されていません。そのために、日本で暮らす外国人住民には、国際人権法で保障されている社会保障を受ける権利、子どもの教育への権利、自らの文化を維持・発展させる権利、地域社会に参画する権利など、多くの権利が制限されています。また、学校でのいじめ、就職差別、入居拒否、入院拒否、ヘイトスピーチなど、日常生活においても外国人住民に対する偏見と差別による行為が繰り返されています。とりわけ在留資格や住民登録を奪われ、就労することが禁止され、健康保険にも入れない難民申請者や超過滞在者、帰国困難者は窮地に追い込まれています。

いま私たちは、コロナ危機のなか、日本国籍の有無、在留資格の有無にかかわらず、日本列島という「同じ舟」に乗っているのです。この日本社会が、日本人も外国人もすべての人たちにとって住みやすい社会にすることが必要です。そのためにまず、日本社会に今なお根強く残っている外国人に対する偏見や差別を是正する法制度を整えること、すべての外国人が地域社会を構成する「住民」として参画できる法制度が求められています。

私たちは国会に対して、次のことを求めます。

- 1. 国会は、外国人住民に対する総合的な人権保障制度を確立するための特別委員会を設けて「外国人住民公聴会」を各地で開き、外国人法制度の抜本的な改正を行ない、包括的な移民政策と人権政策への転換を図ること。
- 2. 国会は、日本国憲法および国際人権条約に基づいて、「外国人住民基本法」と「人種差別撤廃基本法」を制定すること。

2021 年 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

（日本カトリック司教協議会／日本キリスト教協議会／日本基督教団／在日大韓基督教会／日本聖公会／日本バプテスト連盟／日本バプテスト同盟／日本キリスト教会／日本自由メソヂスト教団／日本YWCA／日本福音ルーテル教会）

【取り扱い団体】

名 前	住 所